

労働者と住民の安全と健康を守り、生じた被害は補償することを求める要請書にもとづく

第9回政府交渉

当日は冒頭に別紙の要請書を提出します。団体賛同をお願いします。

2月14日(金)	参議院議員会館	B102会議室
12時15分	集合	参議院議員会館ロビー 通行証を配布します
12時30分		打ち合わせ
13時~15時45分	政府交渉	(冒頭に要請書提出)
	復興庁、環境省	: ~14時45分 厚労省、経産省: ~15時45分
15時50分~16時30分		参加者の意見交換

交渉呼びかけ団体: 脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ! ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン

紹介議員 福島瑞穂参議院議員

交渉の課題(詳細は質問書)

1. 国の責任による被災者への健康手帳の交付と医療保障について
2. 年1ミリシーベルトの基準が適用されず、被災地の住民が被ばくを強要されていることについて
3. 国の責任による福島事故被ばく作業従事者全員への「手帳」交付と全員の長期健康管理について

交渉の重点

- ・前回2013年9月24日の政府交渉は、全国被爆二世団体連絡協議会の参加を得て8団体の呼びかけで、「子ども被災者支援法基本方針案の撤回と再策定等を求める要請書」への55団体賛同を背景に取り組みました。福島県と周辺県から参加した被災者が「基本方針案の撤回と再策定等」を強く訴えましたが、政府側出席者は基本的には通り一遍の回答を繰り返すばかりでした。10月11日、基本方針案はほとんど手直しされずそのまま閣議決定され、私たちは抗議文を提出しました。今回の交渉で、改めて抗議し、被災者の声を反映した基本方針案を再策定することを求めます。
- ・原子力災害対策本部は12月20日、国が前面に立って復興を進めると決定しました。内閣府被災者生活支援チームは2011年9月30日、私たちに「原子力事故被災者の健康確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です」と文書回答しています。これをてこに、被災者の健康の確保についても最後まで国が前面に立って取り組むべき、具体的には国の責任で被災者に健康手帳を交付し、無料の健康診断など健康管理と医療保障を行えと迫ります。
- ・子ども被災者支援法の先送りされた課題について、環境省が有識者会議を開いています。周辺県被災者の健康診断を含む被災者の健康問題、医療費減免などが検討されます。国の責任を果たせと迫ります。
- ・避難させられた住民の帰還について、政府は年20ミリシーベルトなら居住可能と被ばくを強要しています。一方で、年1ミリシーベルトは長期目標とされ、具体的な方策は何も示されていません。被ばくの強要に抗議します。
- ・福島県の事故当時18歳以下の人の甲状腺検査で600名以上が「要経過観察」とされています。18歳を超えると福島県の医療費無料措置の対象外で、「経過観察」の診療を個人負担しなければなりません。今後該当者が増えていきます。19歳以上の検査費用と医療費について、早急に国が負担するよう迫ります。
- ・福島県では被災者の「関連死」が震災の直接死亡を上回っています。原発事故さえなければ奪われることのない命です。これは許されない事態です。国の責任を迫ります。
- ・福島第一原発では労働者が通常原発定期検査とは桁違いの高線量被ばく労働に従事し、これまでに3万2千人が動員されています。更に廃炉に向けた原子炉建屋内の除染などの過酷な被ばく労働に2013年~2015年だけで延べ1万9千人が動員されようとしています。下請け労働者は雇用の多重構造の下で高度に搾取されています。政府は「収束宣言」までに入域した労働者のみ被ばく線量等の「データベース」に登録し、長期健康管理の「手帳」交付は約900人に限定するなど、「被曝労働者の健康保障・生活保障を事実上放棄し、労働者は使い捨てられていることに抗議します。汚染水対策に政府が前面に立つと表明したことをてこに被曝労働者への健康管理手帳交付と健康・生活の保障を行えと迫ります。被ばく線量の国一元管理を要求します。